第十二条第五項の表市町村の項第十七号面積の算式中「$\sum_{n=6}^{15}$」を「$\sum_{n=7}^{15}$」に、「$\sum_{n=6}^{13}$」を「$\sum_{n=7}^{13}$」に、「$\sum_{n=8}^{25}$」を「$\sum_{n=8}^{26}$」に、「1,090,000円」を「1,043,000円」に改め、同号面積の算式の符号C_6を削り、同号面積の算式の符号C_7中「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号C_8中「0.006」を「0.005」に改め、同号面積の算式の符号C_9中「0.004」を「0.003」に改め、同号面積の算式の符号C_{11}中「0.025」を「0.005」に改め、同号面積の算式の符号E_6を削り、同号面積の算式の符号E_{11}中「0.023」を「0.014」に改め、同号面積の算式の符号E_{12}中「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号I_8中「0.036」を「0.035」に、「0.073」を「0.072」に改め、同号面積の算式の符号I_9中「0.043」を「0.042」に、「0.071」を「0.070」に改め、同号面積の算式の符号I_{11}中「0.076」を「0.045」に改め、同号面積の算式の符号I_{12}中「0.075」を「0.074」に改め、同号面積の算式の符号中「I_{15}=0.042」を「I_{15}=0.041」に、「I_{16}=0.044」を「I_{16}=0.043」に改め、同号面積の算式の符号K_{11}中「0.016」を「0.004」に、「0.015」を「0.009」に改め、同号面積の算式の符号K_{13}中「0.016」を「0.015」に改め、同号面積の算式の符号中「M_{11}=0.014」を「M_{11}=0.010」に改め、同号面積の算式の符号M_{12}中「0.015」を「0.014」に改め、同号面積の算式の符号M_{13}中「0.016」を「0.015」に改め、同号面積の算式の符号O_{20}中「0.031」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{22}中「0.007」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{23}中「0.006」を「0.029」に改め、同号面積の算式の符号O_{25}の次に次のように加える。

O_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	0.003
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.003

第十五条第一項の表都道府県の項算式中「1.079」を「1.103」に改め、同表市町村の項第一号算式中「1.014」を「1.019」に、「38.1」を「39.9」に改め、同項第二号算式中「1.095」を「1.133」に、「0.322」を「0.324」に改め、同項第三号算式中「1.084」を「1.111」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項第一号算式の符号α中「0.2」を「0.1」に、「0.150以上0.300未満の場合は0.1、0.150未満の場合は0」を「0.300未満の場合は0」に改め、同項第二号算式中「0.2」を「0.1」に改め、同項第三号算式中「0.3」を「0.1」に、「71.1」を「73.9」に改め、同表市町村の項第一号算式I中「0.3」を「0.1」に、「32.8」を「32.6」に改め、同項第四号算式中「0.3」を「0.1」に改め、同項第五号算式中「0.5」を「0.3」に改め、同号算式の符号α算式中「2.85」を「2.84」に、「0.28」を「0.29」に改める。

第十七条第三項の表都道府県の項1中「、児童手当及び子ども手当特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この表において同じ。）に係る額（平成二十三年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」を削り、「及び道府県民税所得割」を「、道府県民税所得割」に、「を除いた額」を「及び地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（平成二十六年度に係る額に限り、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）を除いた額」に、「、石油ガス譲与税に係る額及び児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額」を「及び石油ガス譲与税に係る額」に改め、同表市町村の項1中「、児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額」を削り、「及び市町村民税所得割」を「、市町村民税所得割」に、「を除いた額」を「及び地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（平成二十六年度に係る額に限り、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）を除いた額」に、「、自動車重量譲与税に係る額及び児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額」を「及び自動車重量譲与税に係る額」に改める。

第十八条第二項第一号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第三項第一号算式中「84,200円」を「85,400円」に改め、同号算式の符号C中「平成24年度」を「平成25年度」に、「1.141」を「0.866」に改め、同号算式の符号D中「1.101」を「1.053」に、「0.902」を「1.661」に改め、同号算式の符号E中「1.013」を「1.015」に改め、同条第四項第一号算式の符号α中「1.03（ただし、愛知県にあつては1.41、東京都、神奈川県にあつては1.07）」を「0.83」に改め、同条第五項第一号算式中「1.126」を「1.054」に、「1.073」を「1.040」に改め、同条第六項算式の符号α中「0.626」を「0.551」に改め、同項算式の符号β中「1.048」を「0.551」に改め、同条第七項算式の符号α中「0.064」を「0.495」に改め、同項算式の符号β中「0.113」を「0.460」に改める。

第十九条第二項算式中「4,100千円」を「4,167千円」に、「1.235千円」を「1.225千円」に改め、同項算式の符号C中「0.024」を「0.023」に改め、同条第三項第一号算式中「C」を「C×β」に改め、同号算式の符号α中「1.05（ただし、愛知県にあつては1.25、東京都、神奈川県にあつては1.07）」を「1.23」に改め、同号算式の符号に次のように加える。

β　1.14

第十九条の二第二項算式中「0.00631996」を「0.00622460」に、「0.00336151」を「0.00304502」に、「0.00072940」を「0.00458271」に、「0.00039432」を「0.00214202」に改め、同項算式の符号A中「第72条の114第3項」を「第72条の114第4項」に改め、同条第三項算式中「0.00267877」を「0.00271243」に、「0.00137158」を「0.00128840」に、「0.00093692」を「0.00189870」に、「0.00041917」を「0.00090642」に改め、同項算式の符号A中「第72条の114第3項」を「第72条の114第4項」に改める。

第二十条算式中「0.02077」を「0.01937」に改める。

第二十一条算式中「0.6297」を「0.6274」に改める。

第二十二条算式中「54,900円」を「54,200円」に改める。

第二十三条算式中「27,700円」を「40,800円」に改め、同条算式の符号A中「第115条第2項又は第3項」を「第115条第1項、第2項若しくは第3項」に、「附則第12条の2の2第2項若しくは附則第12条の2の4の規定若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）」を「附則第12条の2の2第1項、附則第12条の2の4、附則第52条第1項若しくは第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年地方税法等改正法」という。）」に、「（以下「平成26年改正前地方税法」という。）第115条第1項、附則第12条の2の2第1項若しくは附則第52条第1項又は第2項」を「附則第12条の2の2第2項」に、「若しくは地方税法第125条第1項若しくは第126条第1項の規定若しくは平成26年改正前地方税法附則第52条第3項」を「又は地方税法第125条第1項、第126条第1項若しくは附則第52条第3項」に改める。